

成年年齢引下げに関する関係閣僚会合（概要）

日時：令和4年1月7日（金） 10：15～10：30

場所：官邸4階大会議室

構成員：岸田内閣総理大臣、松野内閣官房長官、野田内閣府特命担当大臣（少子化対策）、若宮内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、鈴木内閣府特命担当大臣（金融）、二之湯国家公安委員会委員長、金子総務大臣、古川法務大臣、末松文部科学大臣、深澤厚生労働大臣政務官（代理出席）、萩生田経済産業大臣、木原内閣官房副長官、磯崎内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補

【法務大臣】

これより、成年年齢引下げに関する関係閣僚会合を開催します。

成年年齢の引下げは、若年者の社会参加を促進し、社会の活性化を図るものですが、その反面、若年者の消費者被害拡大のおそれがあること等が懸念として指摘されてきたところです。

このような指摘を受け、政府においては、これまでも「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、着実にその環境整備の施策を推進してきましたが、施行を間近に控えたこの時期に、これまでの成果を確認し、若年者が安心して活躍することのできる社会作りを更に強力に推し進めることが極めて重要です。

そのような観点から、このたび、岸田内閣総理大臣のもとで、この関係閣僚会合を開催し、改めて、施行までの3か月間の取組を確認し、主な施策について認識を共有することといたしました。

この後、各府省庁から、それぞれの施策についてご説明いただきますが、これまでの法務省の主な施策としては、成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の開設や、成年年齢引下げのエッセンスを学べる動画「1分で分かる成年年齢引下げ」を全国の高校等に周知してきたほか、法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2・3年生に配布する等の周知・啓発を行ってまいりました。

また、本日より、政府広報室と連携し、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーンを展開いたします。テレビCMやウェブ動画等によって、成年年齢引下げの意義を若年者に分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

法務省からは以上でございます。

それでは、若宮内閣府特命担当大臣ご発言をお願いいたします。

【若宮内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）】

消費者庁では、特定商取引法を改正し、若者にも被害が多い詐欺的な定期購入商法への対策をこの6月より強化し、悪質事犯に対して厳正に対処していきます。あわせて、消費者ホ

ットライン「188」による消費者相談の充実・強化にも取り組んでおります。

教育面では、全国の高校で実践的な消費者教育の授業が行われるよう、関係省庁と連携し自治体等へ働きかけ、令和2年度は86パーセントの高校で実施いただきました。今年度は100パーセントを目指し、出前講座を展開するなど取組を強化しております。

広報・啓発にも力を入れ、若者向けイベントの実施など、直接若者に届ける取組を推進しております。

引き続き、法執行と教育・啓発の両面から、関係省庁とも連携し、若者の消費者被害防止に全力で取り組んでまいります。

【法務大臣】

続いて、鈴木内閣府特命担当大臣からお願いします。

【鈴木内閣府特命担当大臣（金融）】

金融分野に関しては、特に、新たに成年となる18歳・19歳の若年者が、社会経験や金融知識が十分でない場合に、返済能力を超えた借入を行い、過大な債務を負うことが懸念されます。

金融庁と関係業界は、これまでも取組を実施してきましたが、更に取組を進める観点から、政策パッケージに、①日本貸金業協会における自主ガイドラインの策定、当局の監督・検査による遵守状況のモニタリング、②成年年齢の引下げを含めた金融教育に関する指導教材の作成、教員や金融庁職員による授業での活用、③関係業界と連携した周知・啓発を盛り込みます。

金融庁としては、こうした取組を通じ、若年者の方々が過大な債務を負うことがないように、関係省庁や関係業界と連携し、適切に対応してまいります。

【法務大臣】

続いて、二之湯国家公安委員会委員長からお願いします。

【二之湯国家公安委員会委員長】

成年年齢引き下げに伴い、社会経験が少ない若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る事犯の発生も懸念されるところであります。

こうした状況を踏まえて、警察に対しては、消費者に係る広報啓発や相談、各種業界への監督等を担う関係機関との連携を一層強化するとともに、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき厳正に対処するよう指導してまいり所存であります。

皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【法務大臣】

続いて、末松文部科学大臣からお願いします。

【末松文部科学大臣】

文部科学省における取組についてご説明いたします。

高等学校においては、新学習指導要領で規定した「契約の重要性」等に関する指導内容を前倒しして、全ての生徒に対して指導を行っております。さらに、4月からは新しい必修の科目「公共」や内容を充実した「家庭科」の新教科書により、一層充実した教育が行われます。

また、消費者教育教材の「社会への扉」を活用した教員用研修動画の周知など、教員研修を更に充実してまいります。

本年4月に法律が施行された後も、このような消費者教育等の取組を着実に進めて参ります。

【法務大臣】

続いて、萩生田経済産業大臣からお願いします。

【萩生田経済産業大臣】

成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害を防止することは、極めて重要な課題です。

このため、まず、教育については、全国の高校生向けの学習塾等において、成年年齢引下げに向けて、各府省や業界団体が作成した若者向けの教材やパンフレットを配布することにより、若者に対する教育の機会を充実させてまいります。

次に、広報・啓発については、本日付で、経済産業省のホームページに特設サイトを開設するとともに、4月以降、関係省庁で実施する「消費者相談ダイヤル」の取組に参加し、若者からの相談対応を強化するほか、インフルエンサーを起用して、クイズ形式のウェブコンテンツを配信するなど、若者に対するアプローチを強化します。

最後に、事業者に対する働き掛けについては、クレジット契約の過剰与信を防止するため、事業者に対する監督・検査を強化することに加え、化粧品、エステ、オンラインゲームなど、若者の利用が多い業界に対しても、若者に対する適切な情報提供や配慮を要請するほか、これらの業界と連携して、啓発キャンペーンを行うなど、様々な取組を通じて、若者の消費者被害を未然に防止してまいります。

【法務大臣】

ありがとうございました。

最後に、岸田総理から御発言を頂きます。

【岸田内閣総理大臣】 <カメラ撮り>

成年年齢の18歳への引下げを定めた改正民法が、いよいよ、本年4月に施行されます。18歳、19歳の若者の積極的な社会参加を促し、主体的な役割を果たしてもらうことは、社会に大きな活力をもたらし、非常に大きな意義があります。

一方、新たに18歳、19歳の若者が一人で契約を結ぶことが可能になることから、若者が安心して経済取引を行うことができるよう、悪徳業者による消費者被害の発生防止をはじめとした多面的な取組を進めることが極めて重要です。

本日、その取組の柱となる次の3点について、報告がありました。

第一に、「教育」を通じた若者の必要な能力の向上、第二に、「広報・啓発」を通じた幅広い世代への浸透、そして、第三に、「関係業界への働き掛け」を通じた適切な配慮の確保が、特に重要な取組になります。

若者が消費者被害のターゲットにならぬよう、政府一丸となって、4月の改正民法の施行に向けてこれらの取組を集中的に進め、その後も、新しく成人となる若者に寄り添った取組を進めていく必要があります。

関係大臣におかれては、リーダーシップを発揮し、各所管の取組を着実に進めていただくとともに、法務大臣にあっては、取組状況をしっかりとフォローアップしていただくよう、よろしくお願いいたします。

【法務大臣】

ありがとうございました。

それでは本日の成年年齢引下げに関する関係閣僚会合を終了します。